認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）事業運営規程
グループホームシオンの園「片田江」

（目　的）

第１条　この規程は、社会福祉法人佐賀キリスト教事業団が運営する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「指定認知症対応型共同生活介護という）の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図る事を目的とする。

（認知症対応型共同生活介護の運営の方針）

第２条　要介護者であって認知症である利用者が、共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援する。

（介護予防認知症対応型共同生活介護の運営の方針）

第３条　要支援２であって認知症である利用者が共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を支援する。

（事業所の名称等）

第４条　この事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称　　グループホームシオンの園　片田江

所在地　　佐賀市水ヶ江２丁目９番２０号

（職員の員数及び職務内容）

第５条　本事業所に勤務する職員の員数及び職務内容は次のとおりとする。

①　管理者　　１名（常勤、兼務）

管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。

②　計画作成担当者　　１名（常勤、兼務）

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、病院等との連絡、調整を行う。

③　介護職員　　６名以上

介護従事者は、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

（利用定員）

第６条　利用定員は、９名とする。

（介護の内容）

第７条　指定認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする。

①　入浴、排泄、食事、着替え等の介助

②　日常生活上の世話

③　日常生活の中での機能訓練

④　相談、援助

⑤　介護予防は日常生活を想定した筋力向上トレーニングや転倒予防の為の機能訓練

（介護計画の作成）

第８条　指定認知症対応型共同生活介護の開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、個別に認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画（以下「介護計画」という）を作成する。

２　介護計画の作成、変更に際しては、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。

３　利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常に、その実施状況についての評価を行う。

（利用料等）

第９条　指定認知症対応型共同生活介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とする。ただし、次に掲げる項目については、別に料金の支払いを受ける。

①　家賃

②　食材料費

③　水道光熱費

④　その他の日常生活における通常必要となる費用で利用者が負担することが適当と認められる費用。

２　月の中途における入居または退去については日割り計算とする。

３　利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、預金口座振替によって指定期日までに受けるものとする。

（入退居に当たっての留意事項）

第１０条　指定認知症対応型共同生活介護の対象者は、要介護者及び要支援２の者であって認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たす者とする。

①　少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。

② 自傷他害のおそれがないこと。
③ 常時医療機関において治療をする必要がないこと。

2 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退居していただく場合がある。

3 退居に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努める。

（秘密保持）

第１１条 本事業所の従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守する。

2 事業所は従業者であった者が、業務上知り得た利用者または家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずる。

（苦情処理）

第１２条 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

（損害賠償）

第13条 利用者に対する介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

2 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

（衛生管理）

第14条 事業を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。

2 従業者は、感染症等に関する知識の習得に努める。

（緊急時における対応策）

第１５条 利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医または協力医療機関と連絡をとり、適切な措置を講ずる。

（非常災害対策）

第１６条 非常災害が発生した場合､従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる｡また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

２　非常災害に備え、定期的に地域の協力機関等と連携を図り、避難訓練を行う。

（虐待防止）

第１７条　事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じなければならない。

（１）虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。

（２）虐待防止のための指針を整備

（３）虐待を防止するための職員に対する研修の実施

（４）利用者及び家族からの相談体制の整備

（５）その他虐待防止のための必要な措置

（６）前５号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

２　事業所は、サービスの提供中に事業所職員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを保険者等に通報するものとする。

（身体拘束）

第１８条　サービスの提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行ってはならない。

２　やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

３　身体的拘束等の適正化を図るため以下の措置を講ずる。

①身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を開催し、その結果について周知徹底を図る。

②身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

③身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

（事業所の評価）

第１９条　自らその提供するサービスの質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

（その他運営についての重要事項）

第２０条　従業者等の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける、

①　採用時研修　　採用後１ヶ月以内

②　経験に応じた研修　　随時

２　事業所はこの事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記

録、帳簿を整備する。

３　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとする。

付　則　　この規程は、平成２２年１２月　１日から施行する。
付　則　　この規程は、平成２６年　８月　１日から施行する。
付　則　　この規程は、令和　３年　４月　１日から施行する。
付　則　　この規程は、令和　５年　８月　１日から施行する。